



千地申8号

「業務執行体制の変更について」に関する 申し入れを提出！

地本は2023年2月2日、「業務執行体制の変更について」会社より提案を受けました。この施策は、錦糸町営業統括センターの新小岩駅や佐倉運輸区の管理者の要員体制が見直され、交代勤務を變形等にすることによってフレックスタイム制が導入されます。また、上長の指示により管理者が一般社員の業務を行なうことや、一般社員が管理者の業務を行う場合があるとしており、当直業務や企画業務、乗務業務や駅業務等の様々な業務を役職関係なく担うようになるなど、役職に囚われない柔軟な働き方が目指されています。一方、職場では変更することは説明されても、実施後の運用や具体的な内容が説明されず、「定例訓練で当直が日勤になると話はあったが、それ以降詳細について何も話がない」「日勤になると給料が減ってしまう」「フレックスで早く帰ってしまうと、異常時に当直が居ない時間が発生してしまうのではないか」といった不安や不満の声が地本に届いています。地本は、会社の発展を遂げていくためにも、組合員が「安全・健康・ゆとり」を持って働ける施策にするため、下記の通り申し入れをしました。

《申し入れ項目》

1. 本施策実施によって、変革2027で目指す「鉄道起点のサービスからヒト起点のサービスへの転換」に向け、新たな価値の創造を一層推進していくことによりどのように繋がるのか、具体的な根拠と展望を明らかにすること。
2. 当直業務をフレックスタイム制にすることで、効率的で生産性の高い業務執行体制の構築が出来る根拠を明らかにすると共に、コアタイムにおける当直業務の運用方法や業務内容等を明らかにすること。また、本施策において当直の役割の変更は行わないこと。
3. 本施策を錦糸町営業統括センターの新小岩駅と、佐倉運輸区で実施する根拠と、職場での運用方法および作業ダイヤについて具体的に明らかにすること。
4. 施策実施にあたり、職場にて十分な説明がされておらず、不明な点が多いことから、当該職場や当該職場に関係がある社員へ丁寧な教育・周知を行うこと。また、新たな業務や不慣れな業務を担う場合は、本人の不安が無くなるまで、必要な教育等を行なうこと。
5. 本施策実施により当直業務を行う社員を、現行通り当直業務のある時間帯に不在としないこと。
6. 佐倉運輸区の当直体制は2人体制とし、工事列車や臨時列車が走る際や、異常時等はフレックスタイム制を解除して安全に対応できるようにすること。また、異常時等において本線乗務員に当直業務を行わせないこと。
7. 新小岩駅のコアタイム時間帯以外の当務駅長業務について、一般社員が代行を担う時間が多いことから、しっかりと教育を行うと共にフォロー体制を整えること。
8. 新小岩駅の、コアタイム時間帯以外でラッシュ時の車いす対応や突発的な事象等への対応が出来る体制を取る。
9. 施策実施後も労使で検証を行い、問題等が生じた場合は協議すること。

組合員が安全で安心して働ける職場になるよう団体交渉を行っていきます！